

## 宮内庁契約監視委員会 第3回会議

開催日及び場所	平成20年12月16日(火) 宮内庁第一会議室	
委員	委員長 大森政輔(弁護士) 委員 友永道子(新日本監査法人代表社員 公認会計士)	
会議概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 随意契約の見直しについて</li> <li>2. 行政支出総点検会議指摘事項について</li> <li>3. 総務省「契約の適正な執行に関する行政評価・監視結果」について</li> <li>4. 「1者応札・1者応募」に係る改善方策</li> <li>5. 友永抽出委員より抽出結果報告</li> <li>6. 抽出議案概要説明(各担当課長)</li> <li>7. 抽出議案審議</li> </ol>	
審議対象期間	平成20年4月1日～平成20年9月30日	
抽出案件	8	
一般競争入札	2	
最低価格落札方式	1	契約件名： 産業廃棄物(動物性残渣, 動物死体)収集・運搬委託業務  契約相手方： 富士化学株式会社  契約金額： 3, 276, 000円  契約締結日： 平成20年4月1日
総合評価落札方式	1	契約件名： 御料牧場畜舎汚水処理設備工事  契約相手方： 株式会社浜屋組  契約金額： 242, 235, 000円  契約締結日： 平成20年7月30日

指名競争入札	2	
最低価格落札方式	2	契約件名： 東宮御所配管設備改修ほか工事 契約相手方： 清水建設株式会社 契約金額： 446,250,000円 契約締結日： 平成20年8月18日
		契約件名： 皇居西地区機械設備その他保守点検ほか 契約相手方： 日本ビル・メンテナンス株式会社 契約金額： 76,424,185円 契約締結日： 平成20年4月1日
総合評価落札方式	0	
随意契約	4	
公募型方式	1	契約件名： 皇居参観案内ほか業務及び京都御所ほか参観案内ほか業務 契約相手方： 財団法人菊葉文化協会 契約金額： 27,003,383円 契約締結日： 平成20年4月1日
		契約件名： 宮殿各所防火防災施設整備に伴う基本設計業務 契約相手方： 株式会社山下建設 契約金額： 7,350,000円 契約締結日： 平成20年9月12日
不落・不調随意契約	1	契約件名： 桂離宮ほか焼却炉撤去工事 契約相手方： 太陽工業株式会社 契約金額： 7,297,500円 契約締結日： 平成20年8月5日
特命随意契約	1	契約件名： ネットワーク機器外保守 1式 契約相手方： 新日鉄ソリューションズ株式会社 契約金額： 36,410,180円 契約締結日： 平成20年4月1日

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問， それに対する回答等		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 随意契約を見直して競争入札に方式を変更したとしても，1者応札で現実に競争性が伴わないものがあり，今後の課題である。公告の方法及び競争参加資格条件の設定等，よく検討するとともに柔軟な対応を心がけるべきである。</li> <li>○ 一般に，落札率(予定価格に対する落札金額)が100%に近いような案件においては，競争性を阻害するような何らかの問題が潜在している場合もあり得る。したがって，予定価格を適正に設定することが重要であるとともに，落札率の高さに常に十分な注意を払いながら契約事務に当たるべきである。</li> <li>○ 予定価格と落札額の関係にも焦点を当てて審議するためには，予定価格情報が不可欠である。 したがって，審議に供される個別案件の資料には，予定価格を記載していただきたい。ただし，予定価格を公表することは，場合によっては，類似の入札についての予定価格を開示するに等しく，効率的な入札を阻害する可能性がある。よって，審議資料に記載された予定価格については，宮内庁契約監視委員会設置内規第5条における，公表されるべき議事の概要には含めない。</li> <li>○ その他，詳細は別紙のとおり。</li> </ul>
委員会による意見の具申 又は勧告の内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特になし。</li> </ul>

- 次回の契約監視委員会の日程について  
平成21年6月に開催予定とされた。
- 委員の任期(1年間)満了に伴い，大森委員長，友永委員の再任が承認された。  
なお，欠員中の1名については，人選を進めている。

## 1. 一般競争入札の抽出案件 ①

(1) 産業廃棄物(動物性残さ、動物死体) 収集・運搬委託業務(最低価格落札方式) ※応札者が1者の案件	
【契約の概要】	
<p>宮内庁が所管する御料牧場(栃木県)において、と殺した動物残渣とへい死動物等を収集・運搬し、関係法令に基づき適正に処分する業務を委託するもの。 毎週1回、年間約52回を想定し、1回ごとの金額を決定する単価契約。 一般競争入札を実施の結果、「富士化学(株)」が落札した。(1者の応札)</p>	
意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・従前から同様の調達方式で、1者応札という状態であるのか。</li>   <li>・長年この1者との契約であるが、契約金額(消費税込み63,000円。)は妥当と考えるか。</li>   <li>・他に参加できる者がいないのであれば、競争入札になじまないのではないか。</li>   <li>・「収集・運搬」と「処分」の両方の資格が必要とのことであるが、これを分割発注すれば参加できる者が増えるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前は御料牧場内に焼却施設があり、独自に処分(焼却)を行っていた。 しかし、平成14年にダイオキシン類対策を踏まえて関係規則が改正されたことに伴い、当场焼却施設が使用できなくなったため、廃棄物の収集・運搬から最終処理までの業務について、委託契約することとした。 当初、地元自治体及び産業廃棄物に関する関係団体への照会等様々な調査を行ったところ、本業務には自治体等による「産業廃棄物収集運搬業」及び「産業廃棄物処分業」の許可が必要であり、栃木県近郊では東京都の「富士化学(株)」のみが両方の資格を持っており、唯一実施可能な者であると判断し、随意契約を締結していたところ、平成19年度より一般競争入札へ移行したが、いずれも1者応札となっているもの。</li>   <li>・近隣において同種の契約を実施している事業者等への調査を行った結果であり、妥当と考えている。</li>   <li>・御指摘はもっともと思うが、公共調達の適正化の観点から、可能な限り競争入札に移行することとしている。 ただし、今後も1者応札が想定されるため、その理由を明確にすることにより随意契約に再度移行することも検討すべきかもしれない。</li>   <li>・片方のみの資格を持っている事業者はあるようだが、分割発注した場合、一括発注に比べて単価が高くなってしまう。</li> </ul>

1. 一般競争入札の抽出案件 ②

(2) 御料牧場畜舎污水处理設備工事(総合評価落札方式) 【契約の概要】 宮内庁が所管する御料牧場において、各畜舎及びと畜場等から排出される畜産汚水の排水管を敷設し、畜舎污水处理施設を設置するもの。 総合評価落札方式による一般競争入札を実施の結果、「(株)浜屋組」が落札した。3者による応札であったが、結果として同社のみが予定価格の制限内の入札であったもの。	
意見・質問	回 答
<p>・総合評価落札方式を採用した理由は何か。</p> <p>・結果、予定価格の制限内で応札したのが1者のみとなっている。</p> <p>本来この方式は(予定価格の制限内で)施工計画書等の優劣を評価するのが目的であり、応札金額は高くても最低価格で応札した者を技術点の評価により逆転して落札することもある。そうしたことで、総合評価落札方式の効用が発揮されるものであるが、本件については、技術点の評価が落札決定に反映されないため、その効用が発揮されていないことになる。</p> <p>・良い方式であるが、運用が難しいといえる。</p>	<p>・平成18年に「公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議」において、『各省庁は公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨をふまえ、技術的な工夫の余地のある工事について、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を拡充すること』と決定されたことによるもの。</p> <p>そこで、今年度予定されている工事のうち、この方式を採用できる案件について検討したところ、本件は御料牧場という非常に広大な敷地に配管を敷設する工事であり、その施工計画、安全な施工への取組等、技術面の評価を加えることも重要と判断し、総合評価落札方式を採用することとした。</p> <p>・この方式は最初に基準点(100点)を設け、技術力の評価を加点し、応札金額との案分比較により落札者を決定するもの。事実、本件は落札者の技術点は3者中第2位であったため、応札価格の差を逆転される可能性はあったことになる。</p> <p>本来、一般競争入札で最も心配なことは、技術力を伴わない安価な応札であり、その対策のための方式と考えており、技術力を要する工事については、この方式を採用することが効果的と考えるが、本件は結果的に予定価格内の応札が1者のみになってしまったもので、期待される効用が得られなかったとの御指摘はもっともと考える。</p> <p>・この方式は今回初めて採用したものであり、今後、実績を積み重ね、改善できるところを検討していきたい。</p> <p>例えば技術力の加点配分をいかに高め</p>

・契約全般について、予定価格を適正に定めることが大切である。

他の機関において、これまでも、調査の結果談合であったという事例が各地で見られているところであり、予定価格を適正に定めること及び落札率の高さといったことを常に意識しながら契約事務を進めるべきである。

ることができるかといった検討が必要と考えている。

・承知した。

## 2. 指名競争入札の抽出案件

<p>(1) 東宮御所配管設備改修ほか工事（最低価格落札方式）</p> <p>【契約の概要】</p> <p>東宮御所の老朽化に伴い、電気・空調等設備を更新するとともに、関連する建築仕上げ材を改修し、併せて狭あいであった事務棟及び厨房機能等の増築工事を行うもの。</p> <p>5者による指名競争入札を予定したところ、そのうち2者が事前辞退。残る3者による競争入札を実施の結果、「清水建設(株)」が落札した。</p>	
<p>(2) 皇居西地区機械設備その他保守点検ほか(最低価格落札方式)</p> <p>【契約の概要】</p> <p>宮殿，御所，東宮御所ほか各皇族邸等に設置されている機械設備の運転監視業務及び昇降設備，冷熱源設備，電話交換設備，空調設備等各種設備類の保守点検業務を行うもの。</p> <p>6者による指名競争入札を予定したところ、そのうち2者が事前辞退。残る4者による競争入札を実施の結果、「日本ビル・メンテナンス(株)」が落札した。</p>	
意見・質問	回 答
<p>【皇居西地区機械設備その他保守点検について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名基準として同種の施設（宮殿，御所等）での業務実績を要件としているが、これでは新規参入を完全に閉鎖していることになる。今後、指名する者の選定の方針といったことはどう考えているのか。</li> <li>・昨年度までに比べて間口は広げたということか。</li> <li>・入札調書を見たところ、応札金額に大きなばらつき（高低の差）がある。事前に業務内容の仕様を示しているのではないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件の前提として、これらは昨年度まで設備ごとに特命随意契約を行っていたもの。つまり、例えばエレベーターであるなら、その製造メーカー等と個別に、施設ごと、機器ごとに随意契約を行っていた。</li> <li>今年度からはそれらをまとめられるだけまとめ、大部分を競争入札に移行し、その中でも可能な範囲で一般競争入札を実施したところである。</li> <li>しかし、本件の設備機器類が設置されているのは皇族方の御生活に直結する施設であり、プライバシーやセキュリティの観点から情報を制限する必要があるとともに、業務体制に関する信頼性が強く求められるものであるため、これらの施設での業務実績があり、信頼できる者を指名することとした。</li> <li>・そのとおり、段階的にではあるが（随意契約を）改善している。</li> <li>・そのとおり、事前に仕様を示している。しかし、応札金額については相手方のその時の事情などによって異なることもあるかと思うが、特に（金額の高低の差が大きいことについての）分析は行っていない。</li> </ul>

・本件のような宮殿，御所等における業務について，過去の実績と信頼性を求めることは理解できるが，このままでは(限られた者による)特権となってしまう。

他の施設での業務実績を評価して指名業者を増やす努力をするなど，柔軟に対応する姿勢が必要である。

・承知した。

本件は「皇居西地区」としてまとめているものであるが，対して宮内庁庁舎等「皇居東地区」としてまとめている区域は一般競争入札を実施しているところであり，(多くの業者に)こちらに参加して実績を作ってほしいと考えている。



### 3. 随意契約の抽出案件 ①

(1) 皇居参観案内ほか業務及び京都御所ほか参観案内ほか業務（公募型方式）

**【契約の概要】**

本業務は、皇居、京都御所等の参観案内及び皇居東御苑の管理・巡視等を行うものであり、その遂行に当たっては、皇居等各施設についての十分な知識を有するとともに、一般国民である参観者等に対する適切な対応力が必要とされる。

こうしたことから、本業務の実施を希望する参加意思確認書の提出を招請する公募を実施したところ、参加意思確認書の提出者がいなかったため、本業務に求められる信頼性と実績等を満たす(財)菊葉文化協会と随意契約を締結したものの。

(2) 宮殿各所防火防災施設整備に伴う基本設計業務（企画競争型方式）

**【契約の概要】**

本業務は、宮殿各所において、現行の関係法令に適合しない防火防災施設等の改善について、宮殿の意匠性を考慮した上で整備する工事のための基本設計を実施するものであり、技術的判断を要し、競争を許さない場合に該当するため、企画競争型方式(プロポーザル)を採用することとしたもの。

「公共建築設計者情報システム」の登録業者のうち、選定条件を満たす者を選定し、技術提案書の提出を求めたところ、提出意思のある2者による二次選定を行った結果、「(株)山下設計」を契約の相手方に決定したものの。

意見・質問	回 答
<p><b>【皇居参観案内ほか業務及び京都御所ほか参観案内ほか業務】</b>について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(公募に対して応募者がなかったことに関し)本件は東京(皇居)と京都・奈良地域との業務に分かれているが、これは一括で発注しなければいけないのか。</li> <li>・様々な種類の業務を一括して発注する場合、最も高い水準の要件が求められる業務のところ線が引かれてしまう。(そのことにより、比較的簡易な業務であっても実質その高い水準の要件を課していることになり、実施可能な者が限られることになる。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これらの業務の多くはアウトソーシングを図ったものであり、本来職員の行うべき業務の延長線上にあるものと考え、これまでは一括して発注していたもの。</li> <li>・なお、今後は地域性あるいは業務内容をよく検討し、分割発注できるものは分割する形をとっていきたい。</li> <li>・ただし、皇居・京都御所等の参観案内業務は、参観者を直接案内するものであり、建物の説明だけであればよいという単純なものではなく、皇室に関する知識と理解が大いに求められる業務であるため、一般競争への移行は難しいと考えている。しかし、比較的簡易な監視・巡視業務については他の美術館等でも行われているものでもあり、工夫の余地はあると考えている。</li> <li>・御指摘のとおりであり、改善していきたいと考えている。</li> </ul>

3. 随意契約の抽出案件 ②

(3) 桂離宮ほか焼却炉撤去工事（不落随意契約） ※応札者が1者の案件	
【契約の概要】	
<p>宮内庁が管理する桂離宮，修学院離宮，仙洞御所及び正倉院に設置されている一般雑芥用<sup>ざっかい</sup>焼却炉の老朽化に伴い，撤去工事を行うもの。</p> <p>一般競争入札を実施したところ，「太陽工業(株)」1者が応札したが，再度の入札を実施しても落札しなかったため，同社と随意契約を締結することとしたもの。</p>	
意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・（1者の応札であったことに関し） 入札への参加条件を競争参加資格名簿上「B」もしくは「C」等級に該当するものとしているが，実際に名簿上で該当する者はどれくらいあったのか。</li> <li>・183者が該当していたにも関わらず1者の応札であった。入札説明書を入手しに来たのも1者であったのか，また，その理由はどのように考えるのか。</li> <li>・不落随意契約については，予定価格の何パーセント以内でという法令上の制限はあるのか。</li> <li>・1回目の入札から数えると4回金額を提示した結果のようであるが，落札率が99.6%となっており，随分高いのではないか。</li> <li>・先述のとおり，落札率の高さには常に意識を持って契約事務に当たっていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却炉の所在地である京都及び奈良地域で30者，範囲を近畿圏にまで広げると183者が該当していた。</li> <li>・入札説明書を入手しに来たのも1者であった。 1者応札となった理由について，本件の落札者にも参考に見解を尋ねるなどして類推したところ，宮内庁京都事務所が経常的に行っている業務であれば，よく入札に参加している者は庁舎の掲示板の公告を日常的に見に来ているが，本件は当事務所における初めての発注業務であり，該当する者が公告を目にする機会がなかったのではないかと分析している 対策として，今後は庁舎外への掲示板の設置など，広報の仕方について，検討を進めてまいりたい。</li> <li>・ない。通常，一般競争入札において，1回の入札で落札しなかった場合，再度入札させることとしている。ただし，本件の場合は1者の応札であり，再度入札の後（相手がおらず）「競争性」がなくなるため，随意契約へ移行した。 本件の場合は随意契約に移行して2回目の見積金額で予定価格内に達したものの。</li> <li>・最初の入札金額から少ずつ金額が下がっていったところ，4回目にその金額で決定したものであり，結果にすぎないと考えている。</li> <li>・承知した。</li> </ul>

3. 随意契約の抽出案件 ③

(4) 宮内庁ネットワーク機器ほかの保守（特命随意契約）

【契約の概要】

宮内庁ネットワークを構成する各種機器等に障害が発生した場合、速やかに障害復旧を行うための保守業務を行うもの。

新日鐵ソリューションズ（株）は、平成10年度に構築された宮内庁ネットワーク機器及び各種システムの設計・構築に直接携わっており、それぞれのシステム全体の構築意図を熟知しており、また、常時最適な機器環境を維持させることのできる唯一の業者であることから、同社と随意契約を締結することとしたもの。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度の契約金額は。（継続業務であることから、前年の契約金額が今年度の予定価格になるのか。）</li> <li>・ほぼ同額にも関わらず、今年度は予定価格に対して88.7%の契約金額となっている（金額が下がっている）。その理由はどうか考えるのか。</li> <li>・こうした役務契約は価格の設定が非常に難しいのではないか？。</li> <li>・（仮に、昨今の厳しい経済情勢の流れで）このような一般的な事務経費が前年度比マイナス5%などとされた場合、こうした契約は成り立つのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度の契約金額とほぼ同額である。</li> <li>・保守切れなど機器が古くなっているものの金額改定である。</li> <li>・前年度とのシステムの変更等を勘案した予定価格を作成し、宮内庁情報化統括責任者（CIO）補佐官に助言をいただいている。</li> <li>・わからないが、宮内庁の限られた事務経費を5%も削減されると相当厳しいと思われ、相手方との交渉次第ではないか。</li> </ul>